訴　　状

令和８年１月２３日

名古屋地方裁判所　御中

原告訴訟代理人弁護士　　柘　植　直　也
外１７名

当事者の表示　　別紙当事者目録記載のとおり

不当条項使用禁止等請求事件
訴訟物の価額　　金１６０万円
貼用印紙額　　金1万３０００円

請　求　の　趣　旨

１　被告は、別紙飲食店目録記載ＡないしＣ及びE、Ｆの各飲食店において、消費者との間で、同各飲食店での飲食予約の契約を勧誘、締結するに際し、別紙契約条項目録記載１の各内容の条項を含む意思表示を行ってはならない。

２　被告は、別紙飲食店目録記載ＡないしＤの各飲食店において、消費者との間で、同各飲食店で会場予約（貸し切り）の契約を勧誘、締結するに際し、別紙契約条項目録記載２（１）及び同目録記載２（２）の内容の条項を含む意思表示を行ってはならない。

３　被告は、別紙契約条項目録記載１及び記載２の各内容の条項が記載された書面、電子データ、ホットペッパーグルメ、食べログ、ぐるなびの各Ｗｅｂ予約サイト上の記載を破棄ないしは削除せよ。

4　被告は、Ｗｅｂ予約サイトであるホットペッパーグルメの運営会社である株式会社リクルートに対し、ホットペッパーグルメの別紙飲食店目録記載ＡないしＣ及びＥ、Ｆの各予約サイトに、別紙契約条項目録記載１の各内容の条項を掲載しないこと、及び、ホットペッパーグルメの別紙飲食店目録記載ＡないしＤの各予約サイトに、別紙契約条項目録記載２の内容の条項を掲載しないことを周知徹底させる措置をせよ。

5　被告は、Ｗｅｂ予約サイトである食べログの運営会社である株式会社カカクコムに対し、食べログの別紙飲食店目録記載ＡないしＣ及びＥ、Ｆの各Ｗｅｂ予約サイトに、別紙契約条項目録記載１の各内容の条項を掲載しないこと、及び、食べログの別紙飲食店目録記載ＡないしＤの各予約サイトに、別紙契約条項目録記載２の内容の条項を掲載しないことを周知徹底させる措置をせよ。

6　被告は、Ｗｅｂ予約サイトであるぐるなびの運営会社である株式会社ぐるなびに対し、ぐるなびの別紙飲食店目録記載ＡないしＣ及びＥ、Ｆの各Ｗｅｂ予約サイトに、別紙契約条項目録記載１の各内容の条項を掲載しないこと、及び、ぐるなびの別紙飲食店目録記載ＡないしＤの各予約サイトに、別紙契約条項目録記載２の内容の条項を掲載しないことを周知徹底させる措置をせよ。

7　被告は、その従業員らに対し、別紙飲食店目録記載ＡないしＦの各店舗での飲食予約及び会場予約に関し、被告が別紙契約条項目録記載１、２の条項を含む意思表示を行うための事務を行わないこと、及び、請求の趣旨第３項記載の書面、電子データ、ホットペッパーグルメ、食べログ、ぐるなびの各Ｗｅｂ予約サイト上の記載を破棄すること、並びに、株式会社リクルート、株式会社カカクコム、株式会社ぐるなびに請求の趣旨第４項ないし第６項の措置をすることを指示せよ。

8　訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

請　求　の　原　因

第１　当事者

１　原告は、消費生活に関する情報の収取及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とする特定非営利活動法人であり、平成２２年４月１４日、消費者契約法１３条に基づいて内閣総理大臣より認定を受けた適格消費者団体である（甲１）

２　被告は、飲食店の経営、運営等を目的とする会社である（甲２）。

被告は、別紙飲食店目録記載ＡないしＦの飲食店を経営、運営している。

第２　被告が、消費者から飲食予約、会場予約を受けるに際し、別紙契約条項を含む意思表示を行っていること

１　被告は、別紙飲食店目録記載ＡないしＣ及びＥ、Ｆの各飲食店において、不特定かつ多数の消費者からの飲食予約に関して、契約を勧誘し、契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載１の各契約条項を用いた意思表示を行っている。

また、被告は、株式会社リクルートが運営するＷｅｂ予約サイトであるホットペッパーグルメ、及び、株式会社カカクコムが運営するＷｅｂ予約サイトである食べログ、並びに、株式会社ぐるなびが運営するＷｅｂ予約サイトであるぐるなびの別紙飲食店目録ＡないしＣ及びＥ、Ｆの各店舗のサイトに、別紙契約条項目録記載１の契約条項を掲載し、不特定かつ多数の消費者からの飲食予約に関して、契約を勧誘し、契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載１の各契約条項を用いた意思表示を行っている（甲３～甲８）。

２　被告は、別紙飲食店目録記載ＡないしＤの各飲食店において、不特定かつ多数の消費者からの会場予約（貸し切り）に関して、契約を勧誘し、契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載２の契約条項を用いた意思表示を行っている。

また、被告は、株式会社リクルートが運営するＷｅｂ予約サイトであるホットペッパーグルメ、及び、株式会社カカクコムが運営するＷｅｂ予約サイトである食べログ、並びに、株式会社ぐるなびが運営するＷｅｂ予約サイトであるぐるなびの別紙飲食店目録ＡないしＤの各店舗のサイトに、別紙契約条項目録記載２の契約条項

を掲載し、不特定かつ多数の消費者からの会場予約（貸し切り）に関して、契約を勧誘し、契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載２の契約条項を用いた意思表示を行っている（甲９～甲１２）。

なお、別紙契約条項目録記載２の契約条項中にある各店最低利用料金につき、被告は、別紙各店最低利用料金一覧表のとおり定めている（甲９～甲１２）。

第３　本件各契約条項が消費者契約法９条１項に抵触し、無効であること

１　別紙契約条項目録記載１（１）の契約条項の無効

（１）別紙契約条項目録記載１（１）の契約条項は、別紙飲食店目録記載ＡないしＦ記載の各飲食店を予約した消費者について、予約後の人数の減少の可否に関し、開催日の７日前からは７人まで、開催日の前日は２人まで変更可能、開催日当日は変更不可とするものであり、これは、開催日の７日前から前々日までは７人を超える人数減少部分の金額につき、また、開催日の前日には２人を超える人数減少部分の金額につき、開催当日には、人数減少分全部の金額につき、契約解除に伴う損害賠償の額の予定ないし違約金を定めるものに他ならない。

（２）ところで、消費者契約法９条１項１号は、当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、または違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的損害の額を超えるものにつき、当該超える部分を無効と定めている。

しかし、開催日の７日前から開催日の前々日までの間に７人を超えるキャンセルがあった場合や、前日に２人を超えるキャンセルがあった場合であっても、その時期に応じ、別の顧客の予約や入店による再販の可能性もあり、また、食材等の仕入時期等や転用可能性、人件費の転用可能性等を考慮した場合、少なくとも、一律に開催日の７日前から開催の前々日までの間の７人を超えるキャンセル部分や、前日の２人を超えるキャンセル部分についての金額を損害賠償の額の予定や

違約金と定めるのは、被告に生ずべき平均的損害を超えるものである。

（3）したがって、別紙契約条項目録記載１（１）の契約条項は、消費者契約法９条１項１号に抵触し、無効である。

２　別紙契約条項目録記載１（２）の契約条項の無効

（1）別紙契約条項目録記載１（２）の条項には、別紙飲食店目録記載AないしFの各飲食　店を予約した消費者が、予約確定日５日後以降に予約をキャンセルした場合にキャンセル料として予約した料金の３０％、開催日３日前からは５０％、２日前からは８０％、開催日当日のキャンセルは１００％のキャンセル料を課す（但し、席のみ予約の場合は１人３０００円で算出）とのことが記載されている。

（2）上記キャンセル料の定めは、契約解除に伴う損害賠償の額の予定ないし違約金を定めるものであるところ、予約確定日から開催日当日までの期間を問わず、予約確定日の５日後から３０％のキャンセル料を定めることは、キャンセルの時期により、別の顧客の予約や入店による再販の可能性があることや食材等の仕入時期等や転用可能性、人件費の転用可能性等を考慮した場合、被告に生ずべき平均的損害を超えるものである。

また、開催日の３日前からのキャンセルにつきキャンセル料を５０％と定め、さらに、開催日の２日前からのキャンセルにつきキャンセル料を８０％と定めることも、新たな予約や、予約以外の顧客の入店による再販の可能性があり、食材等の仕入時期等や転用可能性、人件費の転用可能性等を考慮した場合、損害賠償の額の予定ないしは違約金の定めとして、被告に生ずべき平均的損害を超えるものである。

（3）したがって、別紙契約目録記載１（２）の契約条項は、消費者契約法９条１項１号に抵触し、無効である。

３　別紙契約条項目録記載２の契約条項の無効

（1）別紙契約条項目録記載２（１）（２）の各契約条項は、別紙飲食店目録記載AないしDの各店舗の会場を貸切予約をした消費者からのキャンセルにつき、予約受

付日から２日後ないし３日後より各店舗規定最低利用料金の３０％、開催日の３１日前から各店舗規定最低利用料金の１００％のキャンセル料を課すことが記載されている。

そして、上記各飲食店の最低利用料金につき、被告は、別紙各店最低利用料金一覧表のとおり定めている。

（２）上記キャンセル料の定めは、契約解除に伴う損害賠償の額の予定ないし違約金を定めるものである。

しかし、予約受付日から２日後以降のキャンセルにつき、開催日までの期間を問わず一律キャンセル料を各店舗で定める最低利用料金の３０％とし、しかも、各店舗はいずれも飲食店であり、貸切会場として以外での飲食店としての通常の利用や、比較的少人数も含んだ貸切利用を予定されているものであり、開催日までの期間に応じ、別の顧客の予約や入店による再販の可能性が十分ある。

また、開催日の３１日前からのキャンセルにつき、一律、最低利用料金の１００％とする定めも、飲食店として、貸切会場として以外の通常の利用や、比較的少人数も含んだ貸切利用も予定されていることを考慮した場合、別の顧客の予約や入店による再販の可能性が十分にあり、さらに、食材等の仕入時期等や転用可能性、人件費の転用可能性等もあるものである。

これらの点を考慮した場合、上記キャンセル料のさだめは、損害賠償の額の予定ないしは違約金の定めとして、被告に生ずべき平均的損害を超えるものである。

（３）したがって、別紙契約目録記載２の契約条項は、消費者契約法９条１項１号に抵触し、無効である。

第４　原告が被告に対し消費者契約法４１条１項に定める差止請求書を送付し到達していること

１　原告は、被告に対し、消費者契約法９条１項１号の趣旨に適合するように契約条項を改めるよう求めてきたが、被告は、上記契約条項につき、抜本的な改定をしな

いまま、現在に至っている。

2　そこで、原告は、被告に対し、令和７年６月１７日、消費者契約法４１条１項に定める書面により、消費者との間で、飲食予約、会場予約の申込を受け、契約を締結するに際し、別紙契約条項目録各記載の契約条項を含む意思表示を行わないことなどを請求し（甲１２の１）、同書面は、同月１８日、被告に到達した（甲１２の２）。

第５　結び

よって、原告は、被告に対し、消費者契約法１２条３項に基づき、消費者との間で、別紙店舗目録記載の各店舗で飲食予約を受け、契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の各契約条項を含む意思表示を行わないこと、当該条項が記載された書面、電子データ等を破棄すること、Ｗｅｂ予約サイト運営会社に対し、別紙飲食店目録記載の各飲食店のＷｅｂ予約サイトに当該条項を記載させないことの措置を取ること、被告の従業員らに対し、これらを指示することを求めて、本訴を提起する。

証　拠　方　法

甲第１号証　　適格消費者団体の認定の有効期間の更新をした旨の通知書

甲第２号証　　履歴事項全部証明書

甲第３号証　　ホットペッパーグルメ上の「クワン名駅」の予約サイトの最初のページ部分

甲第４号証　　ホットペッパーグルメ上の「クワン栄」の予約サイトの最初のページ部分

甲第５号証　　ホットペッパーグルメ上の「バーデンバーデン栄」の予約サイ

トの最初のページ部分

甲第６号証　　ホットペッパーグルメ上の「カンラクサカバ名駅」の予約サイトの最初のページ部分

甲第７号証　　ホットペッパーグルメ上の「カンラクサカバ栄」の予約サイトの最初のページ部分

甲第８号証の１、２　　ホットペッパーグルメ上の「クワン名駅」の予約サイトの貸切予約の案内部分

甲第９号証の１、２　　ホットペッパーグルメ上の「クワン栄」の予約サイトの貸切予約の案内部分

甲第１０号証の１、２　　ホットペッパーグルメ上の「バーデンバーデン栄」の予約サイトの貸切予約の案内部分

甲第１１号証の１、２　　ホットペッパーグルメ上の貸切スペース「バオット名古屋」の予約サイトの最初のページ部分及び貸切予約の案内部分

甲第１２号証の１　　差止請求書

甲第１２号証の２　　郵便物配達状況詳細記録

附　属　書　類

１．訴状副本　　１通

２．甲号各証写し　　各２通

３．資格証明書　　２通

４．訴訟委任状　　１通

当 事 者 目 録

〒４６１－０００１

名古屋市東区泉一丁目７番３４号　荘苑泉３Ｃ

原　　告	特定非営利活動法人 消費者被害防止ネットワーク東海
上記代表者理事	荻　原　典　子
上記訴訟代理人弁護士	別紙原告訴訟代理人目録記載のとおり

〒４６０－０００８

名古屋市中区栄四丁目５番８号　グルメエアリビル６Ｆ

被　　告	株式会社スライブステージコーポレーション
上記代表者代表取締役	舟　橋　賢　悟

飲 食 店 目 録

Ａ　名古屋市中村区椿町２０番地の１２　セントレイクレノン椿名駅１０Ｆ
クワン名駅

Ｂ　名古屋市中区栄三丁目１３番３１号　プリンセスガーデンホテルＢ１Ｆ
クワン栄

Ｃ　名古屋市中区栄四丁目５番８号　グルメエアリビル６Ｆ
バーデンバーデン栄

Ｄ　名古屋市中村区名駅二丁目４１番１号　ＭＫビル３階
貸切スペース　バオット名駅

Ｅ　名古屋市中村区名駅二丁目４１番１号　ＭＫビル２階
カンラクサカバ名駅

Ｆ　名古屋市中区栄三丁目１３番３１号　プリンセスガーデンホテルＢ１Ｆ
カンラクサカバ栄

契約条項目録

1　契約条項1

（1）予約後の人数減少に関し、開催日から７日前より７人まで、前日は２人まで変更可能とする契約条項

（2）予約後のキャンセルに関し、予約確定から５日後から３０％、来店日の３日前から５０％、２日前から８０％、当日１００％（席のみ予約は１人３０００円で算出）のキャンセル料を請求するとする契約条項

2　契約条項2

（1）予約受付から２日後より各店規定最低利用料金の３０％のキャンセル料金が発生し、開催日の３１日前から各店規定最低利用料金の１００％のキャンセル料金が発生するとする契約条項

（2）予約受付日から３日後より各店規定最低利用料金の３０％のキャンセル料金が発生し、開催日の３１日前から各店規定最低利用料金の１００％のキャンセル料金が発生するとする契約条項

別紙各店最低利用料金一覧表

クワン名駅

		最低利用料金	
		金・土・祝前休日	その他
	着席50名、立食70名まで	¥160,000	¥100,000

クワン栄

		最低利用料金	
		金・土・祝前休日	その他
店舗貸	着席116名、立食130名以上	¥280,000	¥200,000
切	着席78名、立食78名以上	¥170,000	¥140,000
フロアB			

バーデンバーデン栄

		最低利用料金	
		金・土・祝前	日・祝・その他
店舗貸	90名以上（立食130名以上）	¥350,000	¥260,000
切	着席46名	¥140,000	¥100,000
A	着席36名	¥120,000	¥80,000
BC	着席76名	¥220,000	¥160,000
B&C&D	24名・立食不可	¥80,000	¥65,000
D			

バオット名駅

		最低利用料金	
		金・土・祝前休日	その他
	着席55名、立食70名まで	¥160,000	¥120,000

訴訟代理人目録

〒４６０－０００２

名古屋市中区丸の内一丁目２番３１号 景雲橋ハイツ２階２０１号

太田・青木法律事務所

電　話　０５２－２０１－００２０　ＦＡＸ　０５２－２０１－００１９

原告訴訟代理人弁護士　青　木　　俊

〒４６０－０００２

名古屋市中区丸の内二丁目１８番２２号　三博ビル５階

名古屋第一法律事務所

電話　０５２－２１１－２２３６　ＦＡＸ　０５２－２１１－２２３７

原告訴訟代理人弁護士　青　山　玲　弓

同　荻　原　典　子

〒４５８－０８０１

名古屋市緑区鳴海町字花井町３７番地

鳴海法律事務所

電話　０５２－８４６－５５２２　ＦＡＸ　０５２－８４６－５５２３

同　伊　藤　裕　基

〒４６１－０００１

名古屋市東区泉一丁目１番３５号　ハイエスト久屋２階

久屋大通法律事務所

電話　０５２－９６１－３３０７　ＦＡＸ　０５２－９６１－３３０８

同　伊　藤　陽　児

〒４６０－０００３

名古屋市中区錦三丁目４番１２号　ＳＵＺＵＩ　Ｏ２ビル５階

あかり総合法律事務所

電話　０５２－９５９－５５３６　ＦＡＸ　０５２－９５９－５５３７

同　岩　城　善　之

同　西　口　　誠

同　濵　　尚　行

同　平　野　憲　子

〒４６０－０００２

名古屋市中区丸の内一丁目２番１１号　ロマスビル５階

きしもと法律事務所

電話　０５２－２０９－５５２６　ＦＡＸ　０５２－２０９－５５２７

同　岸　本　博　道

〒４６０－０００２

名古屋市中区丸の内三丁目５番３５号　弁護士ビル８０１号

竹之内智哉法律事務所

電話　０５２－９５５－８１２３　ＦＡＸ　０５２－９５５－８１２４

同　竹之内　智　哉

〒４４４－０８６２

愛知県岡崎市吹矢町８９番地　鶴田ビル３階３０３号室

ささゆり法律事務所

電話　０５６４－７３－５０２０　ＦＡＸ０５６４－７３－５０２１

同　中　根　祐　介

〒４６０－０００２

名古屋市中区丸の内三丁目１５番３４号　第１６ＫＴビル６階

電話　０５２－２５３－８４７１　ＦＡＸ　０５２－９５１－７７１７

同　西　森　由紀子

〒４６０－０００２

名古屋市中区丸の内二丁目２番７号　丸の内弁護士ビル２０３号

牧野法律事務所

電話　０５２－２０４－１２６０　ＦＡＸ　０５２－２０４－１２６１

同　牧　野　一　樹

〒４５３－０８３２

名古屋市中村区乾出町二丁目７番地　正和ビル２階

なかむら公園前法律事務所

電話　０５２－４８６－７３８８　ＦＡＸ　０５２－４８６－７３８９

同　松　澤　良　人

〒４７８－００１７

愛知県知多市新知字樋之口四丁目１番地　朝倉ビル２階

東海知多総合法律事務所

電話　０５６２－８５－６１６６　ＦＡＸ０５６２－８５－６１６７

同　森　悠

〒４６１－０００４

名古屋市東区葵一丁目１３番１８号　サッサセンタービル３階

弁護士法人丸浜法律事務所

同　山　田　英　典

電話　０５２－９３５－１９００　ＦＡＸ　０５２－９３５－１９５０

〒４６０－０００２

名古屋市中区丸の内三丁目６番４１号　ＤＤＳビル６階

弁護士法人リブレ　名古屋事務所　（送達場所）

電話　０５２－９５３－７８８５　ＦＡＸ０５２－９５３－７８８４

同　柘　植　直　也

訴　　状

令和８年５月１８日

名古屋地方裁判所　民事部　御中

原告訴訟代理人
弁護士　　竹之内　智　哉
外１８名

当事者の表示	別紙当事者目録のとおり
原告訴訟代理人の表示	別紙原告訴訟代理人目録記載のとおり
事件名	不当条項差止請求事件
訴訟物の価額	１６０万円
貼用印紙の額	１万３０００円

印紙貼付欄

第１　請求の趣旨

１　被告は、消費者との間で、請負工事契約を締結するに際し、注文者の請負工事代金の支払い時期について、工事の目的物の引渡し前に工事請負代金の支払いを完了させる内容の意思表示を行ってはならない。

２　被告は、消費者との間で、請負工事契約を締結するに際し、契約の解除時に消費者が負担する金銭（キャンセル料）について、工事請負代金の２０パーセント相当額とする内容の意思表示を行ってはならない。

３　被告は、第１項、第２項記載の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用紙および契約書データを破棄せよ。

４　訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第２　請求の原因

１　当事者

原告は、平成２２年４月１４日、消費者契約法１３条に基づいて内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である（甲１）

被告は、新築・増改築工事請負等を業とする株式会社である。

２　請負工事契約書

被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、請負工事契約を締結するに際し、被告作成の「請負工事契約書」（甲２）を使用して意思表示をしている。（以下、同契約条項を「本件契約条項」といい、これに基づく契約を「本件契約」という。）

本件契約条項には、請負工事の完成の確認が終了した後、工事の目的物の引渡前に工事請負代金全額の支払いを完了させる条項（１９条）、本件契約後、被告が本件契約に定める債務の履行に着手するまでの間に消費者の都合により本件契約を解除した場合には、請負代金金額の２０％相当額

の解約金を支払う旨の条項（３８条）がある。

3　本件契約条項１９条について

（１）本件契約条項１９条

本件契約条項１９条は以下のように規定している。

> 第１９条
> １．甲は、本工事の完成の確認が終了した後、すみやかに工事請負代金全額の支払を完了させるものとします。追加増減工事があった場合の精算も引渡し前までに行うものとします。
> ２．乙は、前項の定めによる支払の後に甲に本工事の目的物を引渡すものとし、甲は、その際に乙の指定する書面に署名押印（甲が法人の場合は記名押印）のうえ、その書面を乙に交付するものとします。
> ３．甲は、前項に定める書面を交付した後でなければ本工事の目的物を使用することができないものとします。

１項は、本件契約に基づく本工事の完成の確認後、本工事の目的物の引渡し前に工事請負代金を支払う旨の内容、２項は、工事請負代金の支払の後に本工事の目的物が引き渡される内容のものである。

（２）民法６３３条

本件契約は、民法の「請負」の規定が適用されるところ、民法６３３条は、「報酬は、仕事の目的物の引渡しと同時に、支払わなければならない。」として、仕事の目的物と請負代金（報酬）の同時履行を定めている。

（３）消費者契約法１０条

消費者契約法１０条は、以下のように規定している。

消費者の不作為をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

消費者契約法１０条は、消費者の利益を一方的に害するものは無効とすると定めている。

（４）本件契約条項１９条は消費者契約法１０条によって無効であること

民法６３３条は、報酬と仕事の目的物の引渡が同時履行であると定めているが、本件契約条項は、消費者が支払うべき工事請負代金を先履行としており、民法の規定の適用による場合に比して消費者の同時履行の抗弁権を制限する条項（消費者契約法１０条前段）に該当する。

消費者が引渡しを受ける前に工事代金全額を支払わなければならないとすると、消費者は、請負代金と対価性を有する工事の目的物の引き渡しを受けるための事実上の手段を奪われ、消費者は、代金を支払ったにもかかわらず引き渡しを受けられないリスクを負うこととなる。また、消費者は、通常、建物の引き渡しを受けるまで建物の保存登記を行うことができないため、消費者が、工事請負代金を支払った後、本工事の目的物の引渡し前に被告の債権者が当該目的物を差押えた場合、消費者は被告の債権者に建物の所有権を対抗することができず、保護されないリスクも負うことになるなど、請負代金の支払いを先履行させられることによる消費者の不利益は極めて大きい。

したがって、請負代金について先履行を定める本件契約条項１９条は、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項（消費者契約法１０条後段）であり、消費者契約法１０条によって無効である。

4　本契約条項３８条について

（１）本件契約条項３８条

本件契約条項３８条は以下のように規定している。

> 第３８条
> 1　乙が本契約に定める債務の履行に着手するまでの間に、甲が前条第１項の定めにより本契約を解除した場合における同項ただし書に定める乙の損害金は、工事請負代金の２０％相当額とします。ただし、乙の損害が工事請負代金の２０％相当額を超えるときは、乙は、その超過額を甲に請求することができるものとします。
> 2　前項の定めにおいて「債務の履行に着手する」とは、現場において本工事に着手すること、または本工事の材料もしくは設備機器を第三者に発注し、もしくは自ら生産に着手することをいうものとします。

（注）本件契約条項３７条１項

甲は、必要によって本工事を中止し、または本契約を解除することができるものとします。ただし、甲は、これによって生じる乙の損害を補償または賠償するものとします。

本件契約条項３８条は、被告が債務の履行に着手する前に消費者に都合によって本件契約を解除した場合、工事請負代金がいくらであっても一律に工事請負代金の２０％の損害金を消費者は被告に支払う内容となっている。

（２）消費者契約法９条１項

本件契約条項３８条は、契約の解除に伴う損害賠償額を予定し、又は違約金を定める条項（消費者契約法９条１項１号）に該当するところ、消費者契約法９条１項１号は、

次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

一　当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えるもの　当該超える部分

として、事業者に生ずべき平均的な損害の額を超える部分は無効とすると定めている。

（３）本件契約条項３８条は消費者契約法９条１項によって無効であること

ア　割合による損害について

本件契約条項３８条の損害賠償の予定を定めた規定は、工事請負代金の２０％が損害金となるもので、たとえば３０００万円の工事請負代金であれば６００万円、４０００万円の工事請負代金であれば８００万円が損害金となる計算になる。

しかし、そもそも履行に着手する前に被告に発生する損害としては、契約締結にかかる事務手数料や履行に着手するための準備に要する人件費相当額程度しか想定できないのであって、少なくとも、履行に着手する前に被告に発生する損害が工事請負代金の金額に比例して発生するとは考えられない。

イ　解除の時期について

また、本件契約条項３８条は、２項において「履行の着手」について「現場において本工事に着手すること、または本工事の材料もしくは設備機器を第三者に発注し、もしくは自ら生産に着手すること」をいうと定めているところ、消費者が、当該契約を解除する時期が、同じ「履行の着手前」だとしても、例えば、それが契約を締結して間もなくなのか、被告が翌日にも工事を着手する時期なのかによって、被告に発生する損害は異なるはずであり、その時期にかかわらず、一律に２０％の損害が発生するとは考えられない。

ウ　まとめ

したがって、本件契約条項３８条の定める損害賠償の予定額又は違約金は、解除に伴い被告に生ずべき平均的な損害を超える部分があることは明らかであり、平均的な損害を超える違約金を定めている部分が無効となる。

４　原告が被告に対し消費者契約法４１条１項に定める差止請求書を送付し到達していること

（１）原告が、被告に対し、本件契約条項１９条及び３８条を消費者契約法の趣旨に適合するように改訂するよう求めたところ、被告は、いったんは、１９条につき工事請負代金の支払いと目的物の引き渡しを同時履行となるように改訂を検討する、３８条についても改訂を検討する旨回答を行ったものの、その後の原告による検討状況の問い合わせに対して、何ら返答しなかった。

（２）そこで、原告は、被告に対し、令和７年１月２２日、消費者契約法４１条１項に定める書面により、消費者との間で、本件契約条項１９条及び３８条を含む契約を締結しないことなどを請求し（甲３の１）、同書面は、同年１月２４日、被告に到達した（甲３の２）

5　よって，原告は、被告らに対し、消費者契約法１２条３項に基づき、消費者と本件契約を締結するに際し、請求の趣旨１項及び同２項の内容を含む意思表示を行わないこと、同意思表示の停止又は予防に必要な措置として同内容の条項が記載された契約書ひな型が印刷された契約書用紙をおよび契約書データを破棄することを求めて本訴に及ぶ次第である。

証　拠　方　法

証拠説明書記載のとおり

附　属　書　類

1	訴状副本	1通
2	甲号証	各1通
3	訴訟委任状	1通

別紙　契約条項目録

第１９条

１．甲は、本工事の完成の確認が終了した後、すみやかに工事請負代金全額の支払を完了させるものとします。追加増減工事があった場合の精算も引渡し前までに行うものとします。

２．乙は、前項の定めによる支払の後に甲に本工事の目的物を引渡すものとし、甲は、その際に乙の指定する書面に署名押印（甲が法人の場合は記名押印）のうえ、その書面を乙に交付するものとします。

３．甲は、前項に定める書面を交付した後でなければ本工事の目的物を使用することができないものとします。

第３８条

１．乙が本契約に定める債務の履行に着手するまでの間に、甲が前条第１項の定めにより本契約を解除した場合における同項ただし書に定める乙の損害金は、工事請負代金の２０％相当額とします。ただし、乙の損害が工事請負代金の２０％相当額を超えるときは、乙は、その超過額を甲に請求することができるものとします。

２．前項の定めにおいて「債務の履行に着手する」とは、現場において本工事に着手すること、または本工事の材料もしくは設備機器を第三者に発注し、もしくは自ら生産に着手することをいうものとします。

当事者目録

〒４６１－０００１

名古屋市東区泉一丁目７－３４

原　　告　　特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

上記代表者理事　　荻　原　典　子

〒４８５－００２９

愛知県小牧市中央３－２６６

被　　告　　コラゾンデザイン株式会社

上記代表者代表取締役　伊　藤　芳　章

原告訴訟代理人目録

〒４６０－０００２

名古屋市中区丸の内２－１８－２２

三博ビル５階　名古屋第一法律事務所

電話０５２－２１１－２２３６　ＦＡＸ０５２－２１１－２２３７

原告訴訟代理人　弁護士　荻　原　典　子

同　弁護士　青　山　玲　弓

〒４６０－０００２

名古屋市中区丸の内３－６－４１

ＤＤＳビル６階　弁護士法人リブレ名古屋事務所

電話０５２－９５３－７８８５　ＦＡＸ０５２－９５３－７８８４

同　弁護士　柘　植　直　也

〒４６１－０００１

名古屋市東区泉１－１－３５

ハイエスト久屋２階　久屋大通法律事務所

電話０５２－９６１－３３０７　ＦＡＸ０５２－９６１－３３０８

同　弁護士　伊　藤　陽　児

〒４６０－０００２

名古屋市中区丸の内２－２－７

丸の内弁護士ビル２０３号　牧野法律事務所

電話０５２－２０４－１２６０　ＦＡＸ０５２－２０４－１２６１

同　弁護士　牧　野　一　樹

〒４６０－０００２

名古屋市中区丸の内３－５－３５

弁護士ビル８０１号　竹之内智哉法律事務所（送達場所）

電話０５２－９５５－８１２３　ＦＡＸ０５２－９５５－８１２４

同　　弁護士　竹之内　智　哉

〒４４４－０８６２

愛知県岡崎市吹矢町８９

鶴田ビル３階３０３号室　ささゆり法律事務所

電話０５６４－７３－５０２０　ＦＡＸ０５６４－７３－５０２１

同　　弁護士　中　根　祐　介

〒４６０－０００２

名古屋市中区丸の内３－１５－３４

第１６ＫＴビル６階　まどか総合法律事務所

電話０５２－２５３－８４７１　ＦＡＸ０５２－９５１－７７１７

同　　弁護士　西　森　由紀子

〒４５３－０８３２

名古屋市中村区乾出町２－７

正和ビル２階　なかむら公園前法律事務所

電話０５２－４８６－７３８８　ＦＡＸ０５２－４８６－７３８９

同　　弁護士　松　澤　良　人

〒４６０－０００３

名古屋市中区錦３－４－１２

ＳＵＺＵ１　Ｏ２ビル５階　あかり総合法律事務所

電話０５２－９５９－５５３６　ＦＡＸ０５２－９５９－５５３７

同　　弁護士　平　野　憲　子

同　　弁護士　岩　城　善　之

同　　弁護士　濵　　尚　行

同　　弁護士　西　口　　誠

〒４６０－０００２

名古屋市中区丸の内１－２－１１

ロマスビル５階　きしもと法律事務所
電話０５２－２０９－５５２６　ＦＡＸ０５２－２０９－５５２７
同　弁護士　岸　本　博　道
〒４６０－０００２
名古屋市中区丸の内１－２－３１
景雲橋ハイツ２階２０１号　太田・青木法律事務所
電話０５２－２０１－００２０　ＦＡＸ０５２－２０１－００１９
同　弁護士　青　木　　俊
〒４６０－００２２
名古屋市中区金山２－１－４
大隅金山ビル２階　山田法律事務所
電話０５２－２１２－５９４２　ＦＡＸ０５２－２１２－６９４２
同　弁護士　山　田　英　典
〒４７８－００１７
愛知県知多市新知字樋之口４－１
朝倉ビル２階　東海知多総合法律事務所
電話０５６２－８５－６１６６　ＦＡＸ０５６２－８５－６１６７
同　弁護士　森　　悠
〒１０４－００６１
東京都中央区銀座８－９－１３
Ｋ-１８ビル９階　石井綜合事務所
電話０３－３２８９－１４１１　ＦＡＸ０３－３２８９－１４２２
同　弁護士　石　井　健　太　郎
〒４５８－０８０１
名古屋市緑区鳴海町字花井町３７
鳴海法律事務所

電話０５２－８４６－５５２２　ＦＡＸ０５２－８４６－５５２３

同　　弁護士　伊　藤　裕　基